

第3回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合

議事録

平成 24 年 6 月 29 日

9 : 40 ~ 9 : 55

官邸 4 階 大会議室

(藤村官房長官)

定刻となりましたので、ただ今から、第3回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を開催いたします。

御多忙の中、御参集いただき、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります。細野環境大臣から、議題1について御説明をお願いします。

(細野環境大臣)

資料1に基づき、災害廃棄物の処理の進捗状況について御説明いたします。

1ページ目にありますとおり、5月21日に、岩手県と宮城県において、災害廃棄物推計量の見直しが行われました。その結果として、両県で1,680万トン、そのうち広域処理必要量は247万トンと推計されています。

処理が完了したものは、6月22日現在で全体の約17.5%となっております。これは自治体によって直近の数字がまだ出ていない状況ですので、もう少し高くなっているところではございますが、これから、平成26年3月末という、3年以内に処理を完了するという目標の達成に向け、さらに加速させていく必要があります。

2ページ目の3.にありますとおり、より具体的な災害廃棄物処理の具体計画について、概ね7月中を目途に定め、進捗管理も行っていく予定です。

(細野環境大臣)

続きまして資料2に基づきまして、広域処理の推進に向けた取組状況について御説明いたします。

環境省では、前回の閣僚会合で了承された「今後の取組方針」に沿って、受入れ可能性の高い自治体と優先的に調整を進めてきました。

その結果、本当に温かいご協力をいただき、1都6県において9件の本格処理が新たに開始されたほか、1都1府4県において6件の本格処理の受入

れが新たに表明されたところです。

次に、別添2を御覧ください。こちらは、広域処理によって災害廃棄物が撤去され、仮置場の跡地利用が可能となった事例です。目に見える形で着実に成果を上げていることがわかりいただけだと思います。

資料2の1ページにお戻りください。広域処理の調整状況につきましては、昨日、岩手県知事を訪問し、確認してまいりました。

岩手県の可燃物、そして木くずの広域処理については、既に多くの自治体に手を挙げていただきましたので、調整中の自治体においても受入れが実現すれば、目途がつくことになるとお話ございました。一方で不燃物については、当初の予想を超えて増えておりまして、これを可能な限り県内処理をし、復興資材化を進めていく必要がございますので、そこは各省、特に国交省にぜひ検討し、何らかの形で進捗をお願いしたいと思っております。埋立て処分せざるを得ないものも出てくると思いますので、そういったものについては、まずは県内処理、それでもなお処理しきれないものについては、改めて広域処理をお願いする可能性が出てきているということがございます。

また、宮城県の災害廃棄物についても、東京都等による着実な受入れに加えまして、今日これから来られますけれど、北九州市の北橋市長が非常に強いリーダーシップを発揮していただきまして、受入表明をしていただきました。こちらにつきましてもできるだけ早く目処が立つように努力をしてまいりたいと思います。

次に、別添4のポンチ絵を御覧ください。風評被害でございます。特に西日本の住民の方は放射性物質に対する拒否反応が非常に強いということと、風評被害に対する懸念の声が強いことから、政府として新たに風評防止総合対策を進めていきたいと考えております。具体的には、

- ・放射能測定データの積極的な発信
- ・処理施設周辺環境の放射線常時モニタリングの実施と全国ネットでの公開
- ・政府の一元的な対応窓口の設置
- ・関係省庁による対応体制の整備といたしまして、災害廃棄物の広域処理に伴う風評防止対策会議を設置

という4つの取組を柱に、より安心して広域処理を受け入れていただくための取組を進めてまいります。広域処理にはまったく問題の無いレベルではあるのですが、懸念の声があるので、それについてはしっかり対応していきたいと思っておりますので、御協力をお願い申し上げます。

(藤村官房長官)

続きまして議題2の「災害廃棄物の再生利用の取組について」に移ります。
順次御説明をお願いいたします。

まず初めに、細野環境大臣からお願いします。

(細野環境大臣)

資料3-1をご覧ください。

1ページ目にありますとおり、既に処理を行った災害廃棄物のうち、約88%は再生利用として積極的に活用が図られております。コンクリートくずやアスファルトくず、津波堆積物など、比較的再生利用が容易な廃棄物については、復興工事の本格化に伴って、自治体による再生利用が着実に進捗するように、これからも進めてまいりたいと思います。

一方、再生利用の目途が立っていない不燃物につきましては、5月25日に環境省から災害廃棄物由来の再生資材の活用に関する取扱いを示したところでありまして、国としても積極的にその活用を図ってまいりたいと思います。

具体的には、約89万トンの岩手県の不燃物や、約9万トンの宮城県の瓦くず等については、公共工事における活用を前提に、現地関係機関による協力の場を通じたマッチングを行うなど、最大限再生資材化の実施を図っていきたいと考えております。つまり、被災地の災害廃棄物の状況というのは、可燃物が非常に重要だった時期から、不燃物をどう処理するかという段階に移ってきております。

(藤村官房長官)

関連しまして、平野復興大臣から御説明をお願いします。

(平野復興大臣)

「災害廃棄物を原燃料とするセメントの公共事業での使用を促進するためのインセンティブの付与」につきましては、前回のこの会議においてご報告しました方向性に沿って実務的な整理を行いまして、このたび実施する運びとなりましたので報告いたします。資料は3-2でございます。

本件は、末松副大臣、横光副大臣を中心に、関係5省庁に参加していただいて検討を進めてきたものであります。

今回の仕組みは、2枚目の図にあります通り公共工事の発注に際しまして、災害廃棄物を原燃料とするセメントを使用する事業者は、総合評価方式により加点し優遇するというものでありまして、それにより、セメント工場が災害廃棄物を受け入れやすい環境を整えようとするものであります。

公共事業部局として参加する役所は、国土交通省、農林水産省、環境省であります。対象工事は、7月以降発注するものについて、需給バランスをみながら選定することとしており、当面、岩手県内の工事といたします。今後、段階的にエリアを拡大していく予定であります。

本取組実施中も関係各省が緊密に連携をとり、万全を期していきたいと考えておりますので、今後とも関係各省のご協力をお願いいたします。

(藤村官房長官)

ただ今の説明に関連しまして、羽田国土交通大臣から御発言の希望がありますので、お願いします。

(羽田国土交通大臣)

只今御説明あったとおり、このたび、復興庁、環境省、経済産業省等の関係省庁と連携して、災害廃棄物を原燃料とするセメントの公共事業での使用を促進するためのインセンティブの付与を開始する運びとなりました。

国土交通省の所管事業においても、コンクリートを主要工種に含む直轄工事の入札契約手続において、災害廃棄物を原燃料とするセメントを使用する企業を、総合評価方式で加点評価してまいります。そのための具体的手続や災害廃棄物由来であることの証明方法等について関係省庁間で確認が取れましたので、本日、地方整備局等に対して、今回の新たな総合評価方式の開始に関する通達を発出することとしております。

今後とも、関係省庁と連携し、災害廃棄物の処理の促進のため、最大限の協力をしていく所存です。

(藤村官房長官)

次に、郡司農林水産大臣から御説明をお願いします。

(郡司農林水産大臣)

農林水産省でございますが、特に海岸防災林における再生資源活用の取組みについて、資料3-3でございます。海岸防災林については、本年4月に野田内閣総理大臣から発表がありました「『みどりのきずな』再生プロジェクト」構想に基づきまして、被災延長約140kmのうち、今年度中に約50kmについて復旧事業に着手していく予定になっております。

その際には、災害廃棄物を分別・無害化し、安全が確認された再生資材を盛土材等として活用していくこととしています。

こうした中、甚大な被害を受けた仙台市若林区荒浜の海岸防災林の復旧につ

いては、現在、工事中道路の整備等の準備作業に着手しており、再生資材の活用など工事内容等については、先週、地元町内会等に説明したところでありませす。工事箇所周辺にあるコンクリートくず約2千m³の安全性が確認されたことから、来週には現場に搬入できる予定でございます。

他の地域においても順次海岸防災林の復旧事業に着手し、円滑な実施に努めたいと考えておりますので、今後とも関係省庁、関係機関のご協力をお願いいたします。

(藤村官房長官)

説明等は以上でございます。全体につきまして、御質問・御意見等あればお願いいたします。

<特になし>

それでは、災害廃棄物の処理につきまして、本日の御議論も踏まえまして、引き続き、野田総理大臣の指示の下、政府を挙げて取り組んでいくこととしたいと思います。

なお、第4回以降の進め方につきましては、個々の取組の進捗状況を見つづ、必要に応じ開催することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは最後に、野田総理から御発言をお願いいたしますが、その前に、報道関係者の入室がありますので、しばらくお待ちください。

報道関係者の方を入室させてください。

メディア入室・カメラ撮り

(藤村官房長官)

それでは、災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合、第3回目でございますが、最後に野田内閣総理大臣から御発言をお願いいたします。

(野田内閣総理大臣)

復旧・復興の大前提である災害廃棄物の処理を進めるため、引き続き政府一丸となって取り組む必要があります。

本日の関係閣僚会合では、以下の3点について、今後の政府の方針をとりま

とめることができました。

第一に、災害廃棄物の処理については、6月22日現在で、約329万トン、17.5%まで処理が完了しております。広域処理については、前回の閣僚会合以降、新たに本格処理を開始したものが9件、本格受入れを表明したものが6件と、着実に増えております。その結果、岩手県の可燃物・木くずの広域処理については、既の実施中の自治体に加えて、調整中の自治体においても受入れが実現すれば、目途がつくこととなります。宮城県についても、東京都等による着実な受入に加えて、北九州市の本格受入表明により進展しております。こうした状況を踏まえ、広域処理のさらなる具体化を進めていくこととしたいと思っております。

第二に、広域処理を進める上で、より安心して受け入れていただくことができるよう、新たに風評防止総合対策を進めてまいります。安全性の確保を大前提としながら、モニタリングの強化や政府における風評対応体制の整備等を進めることにより、国として対策をしっかりと講じていくこととしたいと思っております。

第三に、コンクリートくず及び津波堆積物を自治体の復興資材として活用することとし、再生利用の目途が立っていない不燃物についても、発生した被災自治体周辺で極力活用してまいります。不燃物の再生資材化の実現を図るため、関係省庁の連携の下、現地関係機関による協力の場を通じて、再生資材の活用に向けた需給マッチングを行うなど、引き続き取組を進めていくこととしたいと思っております。

関係閣僚におかれましては、災害廃棄物について、広域処理と再生利用の普及拡大が進むよう、引き続きより一層の協力をお願いします。

(藤村官房長官)

ありがとうございました。報道関係者の方は、退出をお願いします。

メディア退室

それでは、これもちまして、第3回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を終了させていただきます。

会議の内容は、私から閣議後の定例会見で御説明させていただきます。本日の会議資料は公開することとし、資料は求めに応じて、環境省において配布をお願いします。また、議事録を作成し、公表することといたします。本日はどうもありがとうございました。

以上